

菰野町立地適正化計画策定業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

菰 野 町

1 趣旨

本実施要領は、菰野町が発注する「菰野町立地適正化計画策定業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、高度な創造性、技術力、専門的な知識及び経験を有する優先交渉権者を「公募型プロポーザル方式」（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

(1) 業務名

菰野町立地適正化計画策定業務委託

(2) 業務概要

別紙「菰野町立地適正化計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月24日（金）まで

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

2年間総額 17,000,000 円 【年度別内訳】 令和8年度 7,600,000 円
令和9年度 9,400,000 円

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。また、応募に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。

- (1) 菰野町競争入札参加資格者名簿「測量・建設コンサルタント等」において、業種「都市計画及び地方計画」に登録されていること。
- (2) 令和3年度から令和7年度の5年間に地方公共団体が発注する立地適正化計画策定業務委託（防災指針追加含む、以下「同種業務」という。）の履行完了実績を1件以上有すること。（ただし、改訂業務は、対象外とする。）
- (3) 本業務を担当する管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を保有すること。また、担当技術者のうち少なくとも1名は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は技術士補の資格を保有すること。なお、管理技術者及び照査技術者は、同種業務において管理技術者又は担当技術者としての実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく

く再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りでない。

- (6) 公告から結果通知までの期間、本町から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4 審査方法

- (1) 第1次審査として書類審査を実施する。また、第2次審査としてプレゼンテーションによる審査を実施し、その審査については、菰野町立地適正化計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。
- (2) プロポーザル参加者が4者以上あった場合は、第1次審査で上位3者を選定する。
- (3) 第1次審査及び第2次審査の評価点（各委員の評価点の平均点（小数点以下切捨て））を合計した総合点の最も高い者（第1位の事業者）を優先交渉権者として選定する。
- (4) 最高得点者が2者以上いた場合は、第2次審査の評価項目の合計点が最も高い者を、優先交渉権者として選定する。
- (5) 参加者が1者であっても、参加資格を満たしていれば審査を実施し、選定の可否を決定する。

5 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

	項目	期間
1	公告開始	令和8年6月17日（水）
2	質問受付期間	令和8年6月17日（水）から 令和8年6月25日（木）正午まで
3	質問回答予定日	令和8年6月26日（金）
4	参加申込書 受付期間	令和8年6月17日（水）から 令和8年6月29日（月）正午まで
5	第1次審査	令和8年6月30日（火）
6	第1次審査結果通知	令和8年7月1日（水）
7	企画提案書 受付期間	令和8年7月1日（水）から 令和8年7月17日（金）正午まで
8	第2次審査	令和8年7月22日（水）（予定）
9	選考結果通知（優先交渉権者）	令和8年7月24日（金）（予定）

6 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の提出書類を提出するものとする。

(1) 提出書類 (各 1 部)

- ①プロポーザル参加表明書 (様式第 1 号)
- ②会社概要書 (様式第 2 号) ※会社のパンフレット等も添付すること。
- ③業務完了実績書 (様式第 3 号)
- ④配置予定管理技術者届 (様式第 4 号)
- ⑤配置予定担当技術者届 (様式第 5 号) ※2 名以上の場合は 1 名分とする。
- ⑥配置予定照査技術者届 (様式第 6 号)
- ⑦業務実施体制調書 (様式第 7 号)
- ⑧業務概要書 (様式第 8 号)

(2) 受付期間

令和 8 年 6 月 17 日 (水) から令和 8 年 6 月 29 日 (月) 正午まで

(3) 提出方法

提出方法は、持参又は郵送とする。(郵送の場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによるものとする。)

(4) 提出先

本実施要領の 19 に記載の事務局へ提出すること。

7 質問事項の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 受付期限

令和 8 年 6 月 17 日 (水) から令和 8 年 6 月 25 日 (木) 正午まで

(2) 様式第 10 号により菰野町へ電子メールにて提出すること。

E-mail tokei@town.komono.mie.jp

電話 059-391-1141

※電子メールの件名は、「【質問書】菰野町立地適正化計画策定業務(企業名)」とし、添付ファイルで送信する。ファイル形式は、PDF とし、送信後は必ず電話により到着確認をすること。

※電話及び窓口等での質問は、一切受け付けない。

(3) 質問に対する回答

令和 8 年 6 月 26 日 (金) に質問者及び参加表明書提出済みの事業者へ電子メールにて回答する。なお、質問事項が重複しているものは当町が整理して回答する。

8 第1次審査及び審査結果の通知

- (1) 参加申込書類による第1次審査を行い、審査結果は令和8年7月1日(水)に文書及び電子メールで参加者全員に通知する。
- (2) 審査に関する異議、問い合わせ等は、一切受け付けないものとする。

9 企画提案書の提出

第1次審査選定結果により第2次審査に参加するものは、次の提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書表紙(様式第12号)

②企画提案書(任意様式)

- ・別紙、菰野町立地適正化計画策定業務委託仕様書第18条の業務概要を踏まえて作成すること。
- ・提出書類はA4サイズとする。やむを得ずA3版の資料を添付する場合は、片面印刷とし、A4版2ページ分とカウントする。
- ・企画提案書は、10ページ(両面5枚、図表を含み、表紙及び目次は含まない。)
- ・2穴綴じとし、フラットファイル等の簡易な綴じ方とする。
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かり易い記載に努めること。
- ・文字は11ポイント以上とする。(挿入する図表等の中の文字は、この限りではない。)

③プレゼンテーション出席予定者の役職、氏名届(任意様式)

④見積書(様式第9号)

(2) 提出期限

令和8年7月1日(水)から令和8年7月17日(金)正午まで

(3) 提出方法

提出方法は、持参又は郵送とする。(郵送の場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによるものとする。)

(4) 提出先

本実施要領の19に記載の事務局へ提出すること。

(5) 提出部数

9部(正副の区別なし)提出するものとし、分割提出は認めない。

10 第2次審査

1次審査を通過した事業者より、企画提案書類等をもとに説明を受けるため、審査委員会を開催し、プレゼンテーションによる2次審査を行う。

なお、プレゼンテーションでは、提出した企画提案書を用いて説明を行うこと。パワーポイント等を使用して説明を行う場合、提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うことはできるが、新たに作成した資料を用いることはできないものとする。

- (1) プレゼンテーションは、令和8年7月22日（水）に開催を予定しているが、詳細は事務局から各参加者に電子メールで送信する。開始時刻の指定は、「参加申込書」提出順位をもとに指定する。なお、送信を受けた2次審査対象事業者は、当日中に事務局まで受信した旨を連絡すること。
- (2) プレゼンテーションは、受注後の本業務を担当する予定の者が行い、参加できる人数は3名までとする。また、出席予定者の役職、氏名を企画提案書等と同時に任意様式で提出することとする。提出後、変更があった場合は、速やかに事務局まで連絡することとする。
- (3) プレゼンテーションの時間は、20分以内とし、質疑応答も含め30分以内とする。
なお、準備時間は上記とは別に10分以内（準備5分・撤収5分）とする。
- (4) 必要な機器は、提案者が用意すること。ただし、電源及びスクリーンは、当町が準備する。
- (5) 事業者名を特定できる名札、バッジ等はつけないこと。

11 プロポーザルの途中辞退

- (1) 参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届（様式第11号）を次の方法で提出すること。なお、この場合に当町が実施する他の入札等への参加において不利益を被ることはないものとする。
- (2) プロポーザル辞退届の提出方法は、持参又は郵送とするが、提出前に必ず電話連絡をすることとする。

12 第2次審査選定結果の通知及び公表

- (1) 選定結果は、令和8年7月24日（金）に企画提案書等の提出者ごとに文書及び電子メールにて通知するものとする。
- (2) 審査に関する異議、問い合わせ等は、一切受け付けないものとする。
- (3) 選定結果の公表は、菰野町ホームページに掲載する。

13 契約の締結

- (1) 優先交渉権者からの企画提案書等の内容を協議し、調整すべき内容の精査を行った上で、仕様書に変更又は追加等を行うことができる。その仕様書に基づき、契約を締結する。ただし、優先交渉者との協議が整わない場合は、次点の者と同様の協議を行うものとする。
- (2) 当町が指定する様式に従い、協議の上、契約書を作成する。

14 企画提案に瑕疵がある場合

- (1) 本プロポーザルにおいて、参加者の提出書類若しくは提出期限、申請内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について審査委員会で審議の上、参加者の取扱いについて決定を行う。
- (2) 審査委員会は、必要に応じて前項の瑕疵について参加者にヒアリングを行うことができるものとする。

15 優先順位者の繰り上げ

優先交渉権者に委託契約を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった参加者のうち、評価点が上位であった者から順に業務委託についての交渉を行うことができるものとする。

16 プロポーザルの延期又は取り止め等

本プロポーザルは、都合により延期又は取り止める場合がある。この場合において、参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあってもその賠償を請求できないものとする。

17 参加者の失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 委託契約以前に菰野町長から指名停止を受けた場合
- (2) 企画提案書作成等に係る不正行為が認められた場合
- (3) 見積書が提案上限額を超えた場合
- (4) 本実施要領に違反した場合
- (5) 本実施要領に定める手続き以外の手法で、選定委員会又は事務局等関係者にプロポーザルに関する援助を求めた場合
- (6) 「3 参加資格要件」を満たしていないことが明らかになった場合
- (7) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (8) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- (9) その他、選定委員会又は事務局が本実施要領に違反すると認める場合

18 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加等に係る一切の費用については、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しないものとする。また、菰野町情報公開条例（第5条）の規定による公開請求の対象となる場合がある。
- (3) 参加者は、プロポーザルの参加に当たり知り得た内容及び情報を他人に漏らさないこと。
- (4) 選考した事業者の提案書の著作権は、当町に無償・無条件で帰属するものとする。
- (5) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加及び修正には応じない。
- (6) 提出された提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- (7) 提案書の審査経過については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- (8) 天災地変等の不可抗力、その他受託事業者の責めに帰することができない事由により、本業務の全て又は一部の履行遅滞、履行不能を生じた場合は、状況を考慮のうえ別途協議する。

19 事務局

本プロポーザルにおける事務局は、菰野町都市整備課まちづくり推進室に置く。

(1) 提出先

〒510-1292 三重県三重郡菰野町大字潤田 1250 番地

都市整備課まちづくり推進室 【担当】藤枝

(2) 電話 059-391-1141

(3) FAX 059-391-1192

(4) E-mail tokei@town.komono.mie.jp